

## 雪による被害が発生したら 速やかにご連絡ください

降雪および積雪によるハウスなどの農業施設や農産物、住宅などへの被害にお気を付けください。こまめに除雪などを行い、被害を防ぎましょう。また、作業時には安全に十分ご注意ください。

万が一、農業関係の被害を確認した際は、営農センター(秋田地区:018-833-5053、男鹿地区:0185-46-2311)または営農指導員にご連絡ください。

JA共済に加入している建物で被害が発生した場合は、ご契約の支店にお申し出ください。JA共済ホームページの建物事故通知Webフォームからもご連絡いただけます。

### 第10回理事会

令和5年度第10回理事会が令和5年12月26日(火)に開催され、次の事項について審議されました。  
議案第1号/令和5年度上期監事監査  
回答書(案)について  
議案第2号/貸出金等仮査定結果に基づく  
貸倒引当金の処理方針について  
議案第3号/育苗センター苗代金の見直しについて  
議案第4号/JAグループ秋田組織再編協議会からの離脱について

### JA秋田なまはげの概況[11月末現在]

組合員数……………正組合員 7,783人  
……………准組合員 13,866人  
貯金……………1,329億6,194万円  
貸付金……………361億8,748万円  
長期共済保有高……………2,761億7,583万円  
購買品供給高……………15億1,121万円  
販売高……………62億2,723万円  
出資金……………43億7,928万円

### JA秋田なまはげのあゆみ[12月]

1日…令和5年度上期棚卸監査(農機センター)  
任用辞令交付式(JA秋田なまはげ会館)  
4日…第7回内部監査 至7日(現地)  
5日…県常例検査 至8日(現地)  
Z-GIS・ザルビオフィールドマネージャー  
担い手生産者向け研修会  
(追分生活センター)  
7日…JA秋田なまはげ女性大会  
(湯上市市民センターかたりあん)  
14日…「美味しい米」コンクール食味官能審査会  
(秋田県総合保健センター)  
15日…令和5年度JAグループ秋田  
組織再編協議に関する座談会 至20日  
(現地)  
年末防犯啓発運動(飯島支店)  
16日…あぐりんなかいち9周年祭  
(あぐりんなかいち)  
18日…採用辞令交付式(JA秋田なまはげ会館)

20日…「サキホコレ」実績検討会(雄和支店)  
21日…和梨共販実績検討会(サンルーラル大瀧)  
22日…第8回内部監査(JA秋田なまはげ会館)  
中央会理事会(秋田県JAビル)  
営農指導内部研修(JA秋田なまはげ会館)  
26日…第10回理事会(JA秋田なまはげ会館)  
29日…退職辞令交付式(JA秋田なまはげ会館)  
仕事納め式(JA秋田なまはげ会館)

### 人事

令和5年12月1日付 任用  
雄和農機センター 渡辺 結人  
  
令和5年12月18日付 採用  
矢留支店研修 深浦 裕子  
  
令和5年12月31日付 退職  
天王支店 櫻庭 亜美

### 編集後記

あけましておめでとうございます。本年もJA秋田なまはげをどうぞよろしくお願いたします。今年は「甲辰(きのえたつ)」で、「甲」は草木の芽生えの意味があるとのこと。天に昇る「辰(龍)」は上昇気運の象徴でもありますから、今年は農産物がぐんぐん成長しそうな気がしますね。気象災害がなく、平和な一年になりますように!!(進藤)

## 組合員資格確認のお願い

当JA定款第14条により、組合員加入申込時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動があった場合は、その旨を届け出ていただくことになっております。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更があった場合には、当JAの各支店窓口へお申し出ください。また、組合員の方が死亡された場合は、相続開始日から60日以内にお申し出くださいようお願いいたします。

### 当JAの組合員資格

#### 正組合員資格(次のいずれかに該当される方)

- 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設が当JAの地区内(※1)にあるもの
- 1年のうち50日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設が当JAの地区内(※1)にあるもの
- 農業を営む法人(※2)であって、その事務所又はその経営に係る土地が当JAの地区内(※1)にあるもの

#### 准組合員資格(次のいずれかに該当される方)

- 当JAの地区内(※1)に住所を有する個人で、当JAの事業を利用することが適当と認められるもの
- 当JAから「資金の借入」「貯金・定期貯金の預入」「農業生産資材・生活物資の購入」「共済加入」のいずれかを1年以上継続して利用している当JAの地区内(※1)に勤務地を有する個人であって、引き続き当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの
- 当JAから「農業生産資材・生活物資の購入」「生産する物資の運搬、加工、保管又は販売」のいずれかを1年以上継続して利用している当JAの地区外に住居を有する個人であって、引き続き当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの
- 農用地利用改善事業実施団体(※3)であって、当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの
- 農事組合法人等当JAの地区内(※1)に住所を有する個人の正組合員が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を推進することを目的とするもの。その他当JA又は当JAの地区内(※1)に住所を有する個人の正組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体で、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

※1…当JAの地区:秋田市、男鹿市、湯上市(天王、天王大崎、昭和乱橋、昭和八丁目、昭和久保字北野)

※2…その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。

※3…農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体。その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部が当JAの地区内(※1)にある団体であって、個人の正組合員が主たる構成員となっているものに限る。

ご不明な点につきましては、最寄りの各支店までお問い合わせください。

金融犯罪・詐欺にご注意ください!

不審に思ったらすぐに最寄りの警察署へ相談し、お近くのJA支店にご連絡ください